

## 感染性廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、対象事業所から排出される感染性廃棄物（以下、「廃棄物」という。）の収集運搬処分について、関係法令に従い受託者が適正に業務を実施することを目的とする。

### 2 委託の対象

委託業務の対象各事業所（庁舎）は、下記のとおりとする。

事業所名	所在地	電話番号
秋田消防署 本署	秋田市山王一丁目1番1号	018-823-4100
秋田消防署 新屋分署	秋田市新屋比内町6番63号	018-828-3123
土崎消防署 本署	秋田市土崎港西四丁目2番10号	018-845-0285
土崎消防署 寺内出張所	秋田市寺内字三千刈142番地	018-838-5255
城東消防署 本署	秋田市東通六丁目16番16号	018-832-3404
城東消防署 広面出張所	秋田市広面字堤敷38番地1	018-832-2736
秋田南消防署 本署	秋田市御野場二丁目15番5号	018-839-9551
秋田南消防署 河辺分署	秋田市河辺和田字北条ヶ崎27番地1	018-882-3300
秋田南消防署 雄和分署	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-2623

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 基本事項

- (1) 廃棄物を取り扱う際は、飛散、流出しないようにすること。
- (2) 処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 人の健康又は生活環境に係る被害のないように必要な措置を講ずること。

### 5 業務内容

- (1) 対象となる各事業所から排出された廃棄の収集、焼却施設への運搬、処分が完了するまでとする。
- (2) 事業所別の廃棄物収集運搬回数および処分量は、別紙1のとおりとする。
- (3) 業務実施時間は、午前9時から午後4時までの間とするが、災害出動等で庁舎内が留守になっている場合は、業務を実施せずに消防本部救急課へ連絡し指示を仰ぐものとする。
- (4) 廃棄物の処分は、下記の方法により実施するものとする。

ア 廃棄物を無害化、安全化、安定化させるために中間処理を行うものとする。  
なお、その方法は、廃棄物の感染性を失わせるために環境大臣が定める焼却設備を用いた十分な焼却によるものとする。

イ 中間処理されたものを最終的に自然界に還元するため最終処分を実施すること。なお、最終処分は埋立とする。

(5) 廃棄物の処分量および処分回数は別紙2のとおりとする。

## 6 廃棄物の品目および保管方法

対象となる廃棄物の品目および保管方法、運搬容器は、別紙3のとおりとする。

## 7 委託条件

- (1) 秋田県知事または秋田市長から特別管理産業廃棄物収集運搬業および特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、その許可品目が廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第2条の4第4号に定める感染性産業廃棄物のうち「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず」を保有していること。
- (2) 対象となる各事業所から排出された廃棄物を別紙1に定める回数で、秋田市が指定した日に収集運搬することが可能で、別紙2のとおり処分することが可能な者であること。

## 8 運搬容器の仕様

- (1) 運搬容器は受託者が準備するものとする。
- (2) 廃棄物の保管、収集運搬を行う運搬容器の材質、容量については下記のとおりとする。なお、容器の色の指定はしないものとする。
  - ア 感染性産業廃棄物の運搬容器は、密閉できるもの、収納しやすく損傷しにくいもので耐貫通性のプラスチック容器とし、容量は20リットル以上とする。
  - イ 感染性一般廃棄物の運搬容器は、密閉できるもの、収納しやすく損傷しにくいものでダンボール箱とし、容量は60リットル以上とする。
- (3) 廃棄物を収納した運搬容器には、バイオハザードマークを付すこととし、感染性である旨および取り扱い際に注意すべき事項を表示するものとする。なお、マーク、文字の色の指定はしないものとする。また、マークを付さない場合、8の(2)アの運搬容器には一文字3cm以上で「感染性産業廃棄物」、8の(2)イの運搬容器には一文字5cm以上で「感染性一般廃棄物」と明記すること。

## 9 事前準備等

対象となる各事業所へ事前に立ち入りし、調査する際には連絡担当へ事前に連絡すること。

## 10 責任者の指定および服装等

- (1) 業務の実施にあたっては、安全監督者を定め労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、安全管理に万全を期すこと。
- (2) 業務実施時の服装等は、受託者の社内規程等のとおりとする。

## 11 業務の確認等

受託者は電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を利用し、運搬および処分終了報告を行うこと。

## 12 報告等

業務を完了したときは、毎月速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 13 その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、消防本部救急課と協議するものとする。

## 14 連絡担当

秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市消防本部 救急課  
救急担当 相原 浩太  
電話 018-823-4019 内線 496

## 事業所別の廃棄物収集運搬回数および最大年間排出量

事業所名	運搬容器	収集運搬回数および実施日	最大年間排出量
秋田消防署 本署	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
秋田消防署 新屋分署	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
土崎消防署 本署	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
土崎消防署 寺内出張所	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
城東消防署 本署	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
城東消防署 広面出張所	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
秋田南消防署 本署	プラスチック容器 20 リットル	6月・9月・12月・3月 (土日除く毎月第4週)	80 リットル
	ダンボール箱 60 リットル 2 箱	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	1440 リットル
秋田南消防署 河辺分署	プラスチック容器 20 リットル	9月・3月 (土日除く毎月第4週)	40 リットル
	ダンボール箱 60 リットル	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	720 リットル
秋田南消防署 雄和分署	プラスチック容器 20 リットル	9月・3月 (土日除く毎月第4週)	40 リットル
	ダンボール箱 60 リットル	毎月 1 回(土日除く毎月第4週)	720 リットル

## 廃棄物の処分量および回数

## 1 指定月第4週の指定日に処分する廃棄物（プラスチック容器）の量

## (1) 6月・12月

運搬容器	1回の最大排出量
プラスチック容器 20 リットル	7 箱 (140 リットル)

## (2) 9月・3月

運搬容器	1回の最大排出量
プラスチック容器 20 リットル	9 箱 (180 リットル)

ア 処分回数は年4回とする。

イ 年間処分量は16箱（320リットル）とする。

## 2 毎月第4週の指定日に処分する廃棄物（ダンボール箱）の量

運搬容器	1回の最大排出量
ダンボール箱 60 リットル	16 箱 (960 リットル)

(1) 処分回数は年12回とする。

(2) 年間処分量は192箱（11,520リットル）とする。

## 各事業所から排出される感染性廃棄物の種類

分 類		小 分 類	具 体 的 品 目	保 管・運 搬 容 器	感 染 性 廃 棄 物 の 種 類
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	感染性産業廃棄物 (鋭利な物) ※	・静脈留置針	・静脈留置針、エア針	損傷しにくく、密閉した耐貫通性 プラスチック容器(秋田市で準備 する留置針廃棄ボトル 350 ミリ リットル) ※	金属くず
	感染性産業廃棄物 (固形状の物)	・救急現場で使用した ゴム手袋 ・救急現場で使用した プラスチック類	・ゴム手袋(メディカルグローブ) ・チューブ類(コンビチューブ等) ・サクションカテーテル ・心電図の電極、除細動パドル ・その他救急資機材の中で、汚染の疑い のある固形状のもの	収納しやすく損傷しにくい密閉 した耐貫通性プラスチック容器 で容量は 20 リットル以上のもの	廃プラスチック類 ゴムくず
	感染性一般廃棄物	・血液、体液等で汚染 された纖維くず、紙 くず等	・血液、汚染物等が付着した綿球、酒精 綿紺創膏、包帯、ガーゼおよび傷病者 から廃棄の承諾を得た衣服類 ・紙オムツ類 ・車内消毒時に使用したウェス、ドライ コットンタオル ・その他救急資機材の中で、汚染の疑い のある纖維くず等	収納しやすく損傷しにくい密閉 したダンボール箱で容量は 60 リ ットル以上のもの	

※ 感染性産業廃棄物のうち鋭利な物は、秋田市で準備した留置針廃棄ボトル 350 ミリリットルに密閉した状態で保管する。収集運搬の際に  
は感染性産業廃棄物(固形状の物)を保管する耐プラスチック製容器 20 リットルに廃棄するものとする。